

『消費税の軽減税率制度』

・「2019年度税制改正」

研修会開催

実施期日が迫っている「消費税の軽減税率制度」と「2019年度税制改正」について研修会を開催します。「軽減税率制度」は全ての事業者の方に関係がありますので、是非、ご参加ください。

2019年6月5日(水) 午後3時から

(1時間程度)

開催日時
会場

ホテル中村屋(塩尻市大門8番町4-21)/(定員80名程度)

※駐車場には限りがございますのでご了承ください。

内容

1. 消費税の軽減税率制度について
2. 2019年度税制改正について

講師

松本税務署 担当官

申込み方法
お問い合わせ

下記申込書にご記入の上、塩尻商工会議所までFAXでお申込みください。

塩尻商工会議所 担当:太田 TEL 0263-52-02588

消費税の軽減税率制度・税制改正研修会 参加申込書

塩尻商工会議所 行

FAX. 0263-51-1388(※番号のお間違えにご注意ください。)

月 日

事業所名			
住所	〒	TEL	
		FAX	
参加者名			

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。